

日行連発第 1658 号
令和 6 年 3 月 22 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
権利擁護推進委員会
委員長 大口 晋

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正に伴う
事業者による合理的配慮の提供義務化について（周知）

平素より本会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）」が令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

この法律は、行政機関及び事業者等に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある方から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

また、この度の改正では、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。許認可業務を通して事業者と広く関わる行政書士は、業務取扱時に適切な助言が求められるとともに、どのような対応をしなければならないのかといった問い合わせも予想されることから、改正内容について正しく理解しておくことが必要です。

本会でも、日行連会員専用サイト「連 con」に内閣府が提供しているリーフレット等デジタルデータを掲載して周知を図りますが、貴会におかれましても、同様に会員等への周知にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考）

○障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト：

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

○参考 1：リーフレット「令和 6 年 4 月 1 日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

○参考 2：チラシ「障害者差別解消法が改正に事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます」

以上